
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.230 2020/6/9

1 食品安全委員会、食品安全総合情報システム

6月5日、食品安全委員会が公表した標記情報に次の記載がある。

https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?keyword=%EF%BC%AC%EF%BC%A4%EF%BC%95%EF%BC%90&query=&logic=and&calendar=japanese&year=&from=struct&from_year=2020&from_month=05&from_day=09&to=struct&to_year=2020&to_month=05&to_day=22&areaId=00&countryId=000&informationSourceId=0000&max=100&sort_order=date.desc

(1) 米国食品医薬品庁(FDA)、2019年秋の腸管出血性大腸菌0157:H7株の3件の集団感染に関連するロメインレタスの汚染の潜在的な原因について公表

FDAは5月21日、2019年秋の腸管出血性大腸菌0157:H7株の3件の集団感染に関連するロメインレタスの汚染の潜在的な原因について公表した。概要は以下のとおり。

2019年11月及び12月に、カリフォルニア州のサリナスバレー地域のロメインレタスあるいは葉物野菜の喫食に関連して、3件の腸管出血性大腸菌0157:H7株集団感染A(患者167人)、B(患者11人)及びC(患者10人)が発生した。FDAと複数の州及び国の関係者は、ロメインレタスの腸管出血性大腸菌0157:H7株による汚染及びその後の疾病につながった可能性のあるあらゆる要因を特定するために、これら3件の集団食中毒の調査を行った。当該調査の過程で、以下のことが判明した。

1. 全ゲノムシーケンシス解析(WGS)で明らかにされたとおり、これら3件の集団感染はそれぞれ、明確に異なる株の腸管出血性大腸菌0157:H7が原因であった。
2. 集団感染Aの腸管出血性大腸菌0157:H7株は、2019年にロメインレタスの入った2つの異なるブランドの生鮮カット済みサラダで見つかった。
3. 複数の患者サブクラスター及びサプライチェーンの情報の遡及調査により単一の共通栽培者が特定された。その栽培者は複数の栽培区画(ranches)/ほ場(fields)を持ち、関係する期間中に、集団感染A、B及びCに関連する複数の取引先へロメインレタスを供給していた。
4. 集団感染Aの0157:H7株は、公有地にある1か所の畜牛移動防止用格子(cattle grate)(訳注:畜牛の移動を防ぐが、人や車両は通行できるよう溝の上に格子を設置した出入口)から採取した糞便-土壌検体中から検出された。それは遡及調査により集団感染に関連付けられている複数のほ場を有する1つの作物農場から上り坂で2マイル未満の場所にある。
5. その他の志賀毒素産生性大腸菌(STEC)株は、集団感染A、BあるいはCとは関係ないが、ロメインレタスの作物が栽培されている場所の近くで見つかった。これに

は、葉物野菜ほ場の上の丘にある牛の放牧地のすぐ隣にある農場の境界域からの2検体及び農場内の排水ますからの2検体が含まれる。

FDAは、これら3件の集団感染に関連する最も可能性の高い要因として、隣接又は近隣の土地の牛の放牧への利用を考慮している。FDAは、ロメインレタスほ場の汚染の決定的な感染源あるいは経路を確認できなかったが、可能性のある汚染経路として、隣接する近隣の土地から、水流出、風、動物あるいは車両由来で、ロメインレタスほ場へ、あるいはロメインレタスの栽培に使用される農業用水源へ、糞便物質が間接的に伝播したことを考慮している。FDAは、州の関係機関と協力して、2019年の集団感染の調査結果を追跡調査するために、2020年の栽培/収穫期を通じて、サリナスの栽培地域で、必須のSTEC調査を実施する。

当該文書は、2019年秋の複数州にわたる集団食中毒2件及び1州での集団食中毒1件における、ロメインレタスの腸管出血性大腸菌O157:H7株による汚染の潜在的な原因及び調査方法を概説する。2019年の調査中に近隣の土地で見られた畜牛の頭数は、大規模集約畜産経営体と見なされる数よりもはるかに少なく、高密度での動物飼育だけが考慮すべき要素ではないと注意喚起する注目すべき事案である。これらの調査結果は、近隣及び隣接する土地の利用法が葉物作物の安全性に及ぼす潜在的な影響について我々の懸念を強め、適切なリスク緩和戦略を実施することの重要性を更に強調するものである。

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu05380220105>

(2) 欧州食品安全機関(EFSA)、規則(EU)2015/2283に準拠する新食品としての乾燥した*Euglena gracilis*(ミドリムシ)の細胞(whole cell)の安全性に関する科学的意見書を公表

EFSAは5月14日、規則(EU)2015/2283に準拠する新食品としての乾燥した*Euglena gracilis*(ミドリムシ)の細胞(whole cell)の安全性に関する科学的意見書を公開した(3月25日採択、PDF版15ページ、doi: 10.2903/j.efsa.2020.6100)。概要は以下のとおり。

欧州委員会からの要請を受け、EFSAの「栄養、新食品及び食物アレルギーに関する科学パネル(NDAパネル)」は、規則(EU)2015/2283に準拠する新食品としての乾燥した*Euglena gracilis*(ミドリムシ)の細胞の安全性に関し意見を表明するよう求められた。

*E. gracilis*は、広く自然界に存在する単細胞性微細藻類であり、一般的に淡水領域に生息する。*E. gracilis*の乾燥バイオマスである当該新食品は発酵によって生産され、その主成分(> 50%)はβ-グルカン多糖である。申請者は、食品サプリメント、体重管理用総合代替食品、多様な食品に添加する食品成分として、当該新食品の利用を提案している。申請者が提案する対象集団は、一般集団である。ただし、食品サプリメント及び体重管理用総合代替食品は12ヶ月齢以降の一般集団である。

2019年、*E. gracilis*は、「生産目的のみ(for production purposes only)」の安全性適格推定(Qualified presumption of safety(QPS))のステータスを受けた。これには、微細藻類の微生物バイオマスに基づく食品が含有される。

提供された情報に基づき、*E. gracilis*は製造工程において生存可能とは推測さ

れない。

提出された毒性試験結果は安全性の懸念を引き起こさない。亜慢性毒性試験においては、試験された最高用量、即ち、3,300mg/kg体重の用量まで有害影響は観察されず、当該用量が無作用量(NOEL)と見なされた。この用量と高摂取推定値(95パーセントイル)間のばく露マージンは、乳児の33から成人の192の範囲である。パネルは、当該新食品源のQPSステータスの観点から、また、成分組成データ及び90日間の研究にて観察された毒性の欠如に基づき、ばく露のマージンは充分であると見なす。

パネルは、当該新食品、即ち乾燥した*Euglena gracilis*(ミドリムシ)の細胞は提案された用途及び用量において安全であると考ええる。

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu05380330149>